

令和5年2月9日

生分解性プラスチックの製品を製造・販売されているお会社の皆様へ

日本バイオプラスチック協会



拝啓、貴社ますますご隆昌のこととお喜び申し上げます。

さて、ご高承の方もいらっしゃると思いますが、昨年12月23日に消費者庁より、生分解性プラスチックの製品を製造・販売している会社（10社）に対し、景品表示法第5条第1号「優良誤認」に該当することが認められたとの理由で景品表示法第7条1項による「措置命令」が出されました。

今回の消費者庁による措置命令は、生分解性プラスチック製品についてなされていた表示（説明文やキャッチコピー）について、製造・販売している会社から合理的に説明されず、一般消費者に優良誤認を与えるということで出されております。

対象となった製品は

- ・カトラリー、ストロー、カップ等
- ・釣り用品
- ・ゴミ袋、レジ袋
- ・エアガン用BB弾

となります。

今回対象となった製品に使われている生分解性プラスチックはポリ乳酸（PLA）ですが、（ただし、釣り用品は樹脂種不明。）

PLAの生分解性に対する疑念ということではなく、PLAを使用した製品の表示が合理的に説明されない、という理由で消費者庁より措置命令の処分を受けることとなったものです。

この問題につきましては、生分解性プラスチック製品への消費者への信頼性に影響しかねないと当協会では大変に憂慮しております。

生分解性プラスチックは種類により生分解する条件が異なります。

生分解性プラスチック製品を製造・販売されているお会社の皆様におかれましては、使用されている生分解性プラスチックの特性をよくご理解いただき、製品やパッケージ等に表示される場合は適切な表現とし、一般消費者に優良誤認を与えることが無いようご留意いただきますようお願い申し上げます。

以上